

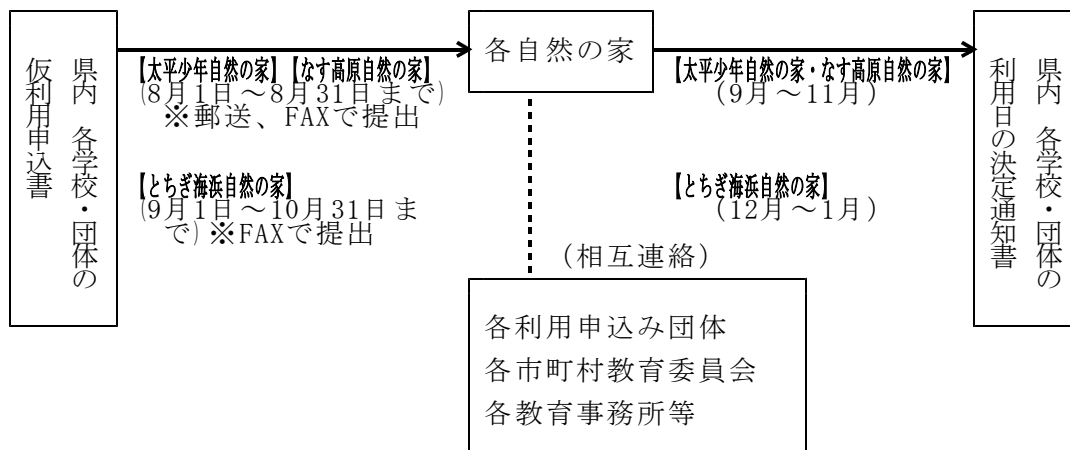
平成31(2019)年度 栃木県立太平少年自然の家・とちぎ海浜自然の家・なす高原自然の家
仮 利 用 申 込 み 要 領

平成31(2019)年度における栃木県立太平少年自然の家、とちぎ海浜自然の家及びなす高原自然の家の利用仮申込みについては、以下の要領に基づいて行う。

1 受入れ対象施設の名称及び所在地

栃木県立太平少年自然の家	〒328-0054	栃木市平井町638 TEL 0282-24-8551 FAX 0282-24-8569
栃木県立とちぎ海浜自然の家	〒311-1412	茨城県鉾田市玉田336-2 TEL 0291-37-4004 FAX 0291-37-4008
栃木県立なす高原自然の家	〒325-0301	那須町湯本157 TEL 0287-76-6240 FAX 0287-76-6241

2 仮利用の申込み及び利用日決定の手順



3 仮利用申込み方法等

(1) 利用希望者がそれぞれの施設所長宛て郵送やFAX等で仮利用申込書(別紙様式)を提出する。

(ただし、とちぎ海浜自然の家への提出はFAXのみとする。)

- ・ (別紙) 様式1-1 「栃木県立太平少年自然の家仮利用申込書」
- ・ (別紙) 様式1-2 「栃木県立とちぎ海浜自然の家仮利用申込書」
- ・ (別紙) 様式1-3 「栃木県立なす高原自然の家仮利用申込書」

(2) 利用希望日は第3希望まで記入する(詳細は仮利用申込書参照のこと)。

(3) 仮利用申込みの受付期間は以下のとおりとする。

【太平少年自然の家・なす高原自然の家】平成30(2018)年8月1日(水)から8月31日(金)まで

【とちぎ海浜自然の家】平成31(2019)年9月1日(日)から10月31日(木)まで

(4) 申込み後の対応については以下のとおりとする。

【太平洋少年自然の家・なす高原自然の家】

仮利用申込書を提出すると、到着後、施設より電話・ファックス等で受領した旨の連絡があるので、1週間以内に連絡がない場合は施設に問い合わせること。（ただし、受付締切り間近に申し込んだ場合で連絡がないときは、早めに問い合わせること。）

【とちぎ海浜自然の家】

申込者は、ファックス送信後、送信確認の電話をとちぎ海浜自然の家に入れること。

- (5) 利用期日については、各施設が仮利用申込書に基づき調整後決定し、各仮利用申込み団体等に連絡する。
- (6) 3-(3)の仮利用申込みの受付期間以降については、仮利用申込書によらず、利用希望者が随時各施設に問合せ、利用日を調整する。
- (7) **各小学校5年生対象のとちぎ海浜自然の家「臨海自然教室」については、申込みが別になるので、本要領による仮利用申込書は提出しないこと。**
- ※ 本要領による申込みではなく、とちぎ海浜自然の家から各市町教育委員会経由で依頼がある「臨海自然教室の実施に関する予備調査」により、調整を行う。
- (8) **なす高原自然の家の日帰り利用の申込みは平成30(2018)年9月1日（土）から9月15日（土）翌年度分の受付を開始するので、施設に直接問い合わせの上、利用手続きを行うこと。**

4 その他

- (1) 最大収容人員
- | | |
|-----------|-------------------|
| 太平洋少年自然の家 | 200名 |
| とちぎ海浜自然の家 | 400名（他にロッジ・テントあり） |
| なす高原自然の家 | 200名 |
- (2) 休所日等
- ① 太平洋少年自然の家
毎週日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月28日から翌年の1月5日まで）。ただし、日曜日に主催事業等を実施した場合及び施設の保守点検の際には、臨時の休所日を設けることがある。
- ② とちぎ海浜自然の家
施設の保守点検等のため、臨時の休所日を設けることがある。
- ③ なす高原自然の家
年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで）。ただし、施設の保守点検等のため、臨時の休所日を設けることがある。

※ 上記のほか、各施設における利用できない期日については、それぞれの仮利用申込書に記載があるので、その日避けて申し込むこと。